

高知県内で非住宅木造建築物を建築するなら・・・

高知県非住宅建築物木造化促進事業

事業区分

【1】CLT 等先進的木造建築物の設計（設計委託費）等

【2】非住宅木造建築物の設計（設計委託費）等

【3】木造化・木質化の木材購入費・プレカット費

※【1】【2】については建築に必要となる部材の試験等に要する経費も可

【4】軟弱地盤対策の基礎丸太杭購入費

事業主体

【1】【2】 市町村、建築主 （1事業体あたり1施設まで）

【3】【4】 建築主（※市町村を除く）



対象の主な条件

【1】

- ①構造材に CLT を使用 ($0.05 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ②地上4階建ての木造建築物 ($0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ③高知県内に整備する非住宅建築物
(ただし、1棟当たりの延べ床面積が 500m^2 以上の集合住宅を含める。)

【2】

- ①高知県産材を使用した木造もしくは混構造
(おおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ②高知県内に整備する非住宅建築物で以下のいずれかに該当(耐火構造・準耐火構造・ 500 m^2 以上・県内で開発された製品を活用のいずれか)

【3】

- ①高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ床面積が 500m^2 以上の集合住宅を含む。)
- ②事業区分【1】、【2】の設計費の対象となる建築物もしくは県産材使用量が 10 m^3 以上の建築物
- ③高知県産材を使用(おおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ④構造用部材の補助対象は JAS 構造材で主要構造部の一部または全てに使用したもののみ
- ⑤内外装木質化のみを行う場合は、木造以外の構造の建物で木質化面積が建物の延べ床面積以上となる建築物

【4】

事業区分【3】の条件を満たす建築物に設置する基礎丸太杭(皮剥ぎ加工が施されたもの)

補助率

2分の1以内

【1】 【2】 上限 500 万円 (1/2以内)

※事業区分2において、設計費のみの場合は上限 300 万円 (1/2以内)

【3】 下限 50 万円、上限 400 万円 (1/2以内)

※事業区分 1~3 において、建築物木材利用促進協定を締結している場合又は高知県環境不動産の認定を受ける場合、上限に 200 万円が加算される場合があります(条件は補助金要綱別表(注)3をご確認ください)

【4】 上限 50 万円(1/2 以内)



↑ 令和 7 年度の補助金要綱

～高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金 導入事例～



事業区分【2】設計後



事業区分【2】設計後



事業区分【3】木造化・木質化



事業区分【3】木造化・木質化



事業区分【3】木造化・木質化



事業区分【3】木造化・木質化